

大分市・臼杵市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 に対する環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、大分県大分市及び臼杵市において、最大で総出力45,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、環境負荷の少ない風力発電事業であり、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、事業実施想定区域の周辺では、クマタカが営巣している可能性が示唆されており、今後の手続において、希少猛禽類の生息状況等に関する詳細調査が実施される予定であるものの、現時点では、本事業の実施に伴うこれら猛禽類等への重大な影響が生じる懸念が残る。

また、事業実施想定区域のうち、御所峠より東側の山地の尾根筋は、これまで改変が行われたことはなく、風力発電所の設置の際に活用できる既存道路等がない。このため、取付道路の敷設等により山地の尾根筋において新たに相当規模の地形改変を伴うことが想定され、発生土による影響及び水環境、動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

2. 風車の影の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

3. 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、クマタカ、オオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。また、当該区域及びその周辺は、サシバやハチクマ等の猛禽類の渡りのルートとなっている。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避すること。

4. 水生生物に対する影響

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

5. 植物に対する影響

事業実施想定区域には、重要な植物群落である白山神社のウラジログアシーサカキ群落、イヌノキ亜群集が分布している。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物群落に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、これら重要な植物群落への重大な環境影響を回避すること。

6. 生態系に対する影響

事業実施想定区域のうち、大分市側は、「大分自然環境調査 報告書」(平成 19 年、大分市)における優れた自然環境が存在する。また、臼杵市側についても、自然環境の連続性を考慮すれば、大分市側と同様の自然環境が存在すると考えられる。更に、風力発電設備等の配置等は、一般的に生物多様性の保全上、重要である尾根筋を想定している。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地元自治体と十分調整を行うこと。また、できる限り既存道路、無立木地等を活用することで森林の伐採及び地形の改変を最小限に抑制するとともに、新たな道路の設置が必要な場合には、森林管理者と調整し、森林管理に供する林道との共用化を図り、重複的な改変を回避すること。なお、改変部分については、地域の在来種(郷土種)による早期の緑化を計画すること。

7. 発生土の影響

本事業は、山地の尾根筋を新たに改変する計画であり、取付道路の敷設、既存道路の拡張、急峻な尾根筋の改変等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路の拡幅面積の最小化や既存道路の有効活用による道路新設の最小化、急峻な尾根筋の改変を回避すること等により、発生土の発生量を極力抑制するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を計画すること。

また、事業における土量収支の均衡に努め、残土については、地形の改変を最小限に抑えるため、場外処分地へ搬出することを基本とすること。